

石岡市観光協会マスコットキャラクター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石岡市観光協会が権利を所有するマスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）の適正な利用を確保し、その普及を促進する為に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) キャラクター 市観光協会のイメージアップ、認知度向上を目的とし認定された「ししまる君」をいう。
- (2) 商品 販売を目的として製造された製品（そのパッケージを含む。）及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 景品 商品の販売促進等を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (4) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(キャラクターに関する権限)

第3条 キャラクターに関する商標権、著作権は、石岡市観光協会に帰属する。

(利用承認の申請)

第4条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用開始前に石岡市観光協会会長（以下、「協会長」という。）に対して、「石岡市観光協会マスコットキャラクター利用承認申請書・利用承認（否認）書（様式第1号又は2号。以下「利用承認書」という。）」を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 キャラクターの商用利用を行う場合、前項の利用承認書のほか「通常利用権許諾契約書」及び「著作物利用に関する契約書」を締結しなければならない。
- 3 次の各号に掲げるものが、キャラクターを商用利用以外の目的で利用しようとする場合は、利用目的等の詳細を事前に石岡市観光協会事務局に対し連絡をおこない、あらかじめ了承を得ることで、利用承認書の提出を省略することができる。
協会長は、次の各号にかかげるのものに対し利用実績等の提出を後日求めることができるものとする。
 - (1) 国又は、地方公共団体が利用するとき
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等、報道関係機関が報道目的に利用するとき
 - (3) その他、協会長が適当と認めるとき

(利用承認基準)

第5条 協会長は、前条の申請書を受理した場合はその内容を審査する。審査の結果、利用を承認するときは、承認番号を付してキャラクター利用承認書を交付するものとする。

- 2 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないもの

とする。

- (1) 石岡市観光業のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 石岡市観光協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 石岡市観光協会の事業又は石岡市観光協会の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクターの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(利用承認後の手続き)

第6条 協会長の承認を得てキャラクターを利用した場合、キャラクターを利用した対象物が完成した段階で協会長へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ししまる君は、原則として単体での利用とし、許可なく他のキャラクターと組み合わせた利用はできない。
- (2) キャラクターの利用は、承認された内容にのみ利用すること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターデザインの改変等をしないこと。
- (5) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (6) 当該利用に係る物品の利用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(承認の取消し)

第8条 協会長は、キャラクターの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められる場合は、承認を取り消すことができる(様式第3号)。取り消されたものはその対象物を利用してはならない。

2 協会長は、前項の規程により承認を取り消された者に対して、当該承認に係る物品の利用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

(損失補償等の責任)

第9条 取消し等に伴う利用物品の回収、費用等の一切は、利用者の負担とする。

(利用料等)

第10条 利用承認を受けたものに対するキャラクター利用料は無料とする。

(利用期間)

第11条 キャラクターの利用期間は、利用承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で協会長が定める期間とする。期間満了後は再度、第4条第1項及び第2項に定める承認申請並びに契約書を事前に提出し、その承認を受けるものとする。

(無断利用への対応)

第12条 第4条の承認を受けないで、キャラクターが利用された場合、協会長はその無断利用者に対して、利用物件の回収及び損害賠償を求めるなど厳正な措置をとることができる。

(利用に起因する問題)

第13条 キャラクター利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処するものとし、石岡市観光協会は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第14条 この規程に定めのない事項が生じたときや、この規程の解釈について疑義が生じたときは、協議の上解決する。

附則

本規程は、平成30年10月4日から施行する。